

- 一、支部長 一名
  - 二、幹事長 一名
  - 三、會計 二名
  - 四、書記 一名
  - 五、常任幹事 若干名
  - 六、幹事 若干名
  - 七、評議員 若干名
  - 八、會計監督 三名
  - 九、顧問 若干名
  - 二〇、相談役 若干名
- 但し場合により副支部長二名以内設くる事を得
- 第七條 顧問相談役を除く其の他の本會役員は大會に於て之を選任す。但し役員の任期は次期大會迄とす。
- 第八條 顧問相談役は會長又は副會長の推薦に依り常任幹事會之を決す。
- 第九條 定期大會は毎年秋期之を開催す。
- 第十條 本支部規約の改正は大會の決議による
- 前項の事項と雖も緊急を要する時は常任幹事會の決議により之を實施することあるべし、但し其の場合に於ては次回大會

に於て事後承諾を求むることを要す

第十條 會員にして宣言及綱領に掲ぐる事項に違背する旨動ありたる者は幹事會の決議により除名することあるべし

附 則

第十二條 本會役員の仕事規定は別に之を定む

以上